

新宿区教育委員会会議録

平成28年第8回定例会

平成28年8月5日

新宿区教育委員会

平成28年第8回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成28年8月5日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時25分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	古 笛 恵 子
委 員	羽 原 清 雅	委 員	菊 池 俊 之
委 員	今 野 雅 裕	委 員	菊 田 史 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	山 田 秀 之	中央図書館長	藤 牧 功太郎
教育調整課長	木 城 正 雄	教育指導課長	横 溝 宇 人
教育支援課長	高 橋 昌 弘	学校運営課長	山 本 誠 一
統括指導主事	小 林 力	統括指導主事	篠 塚 幸 次

書記

教育調整課 管理係主査	高 橋 和 孝	教育調整課 管理係	薬 袋 和 明
----------------	---------	--------------	---------

議事日程

議 案

- 日程第 1 第 3 5 号議案 平成 2 9 年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について
- 日程第 2 第 3 6 号議案 平成 2 9 年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について
- 日程第 3 第 3 7 号議案 平成 2 9 年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について

報 告

- 1 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集及び外部提供について（教育指導課長）
- 2 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから平成28年新宿区教育委員会第8回定例会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、今野委員にお願いいたします。

◎ 第35号議案 平成29年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について

◎ 第36号議案 平成29年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について

◎ 第37号議案 平成29年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第35号議案 平成29年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について」、

「日程第2 第36号議案 平成29年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について」、

「日程第3 第37号議案 平成29年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について」を議題にします。

それでは、第35号議案から第37号議案までの説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第35号議案から第37号議案を御説明いたします。

まずは第35号議案 平成29年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択についてでございます。

平成29年度に使用する小学校教科用図書については、法令の規定により、平成26年度に採択したものと同一のものを採択するものとされてございます。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条では、義務教育諸学校で使用する教科用図書は、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択することとされております。そして、その政令で定める期間は、同法施行令第14条で4年と定められてございます。そのため、新宿区立小学校で使用する教科用図書は、平成27年度から平成30年度までの4年間、同一の教科用図書を採択するものでございます。

それでは、第35号議案をご覧ください。一覧がございしますが、この一覧は、平成26年度に採択したものと同一の採択候補の教科用図書となっております。

第35号議案の提案理由でございます。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法

律第13条第1項及び第6項並びに第14条の規定に基づき、区立小学校で使用する教科用図書を採択する必要があるためでございます。

それでは、続いて、第36号議案 平成29年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について説明いたします。

平成29年度に使用する中学校教科用図書については、小学校と同様に、法令の規定により、平成27年度に採択したものと同一のものを採択するものとされておりまして、平成28年度から31年度までの4年間、同一の教科用図書を採択するものでございます。

第36号議案をごらんください。一覧がございますが、この一覧は、平成27年度に採択したものと同一の採択候補の教科用図書でございます。

第36号議案の提案理由でございます。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項及び第6項並びに第14条の規定に基づき、区立中学校で使用する教科用図書を採択する必要があるためでございます。

続きまして、第37号議案 平成29年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について、御説明いたします。

初めに、議案の3枚目と4枚目の裏面をごらんください。こちらは、文部科学省検定済教科書の採択候補となっております。

区立特別支援学校並びに区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する文部科学省検定済教科書については、区立小・中学校で使用する教科用図書と同じものを採択することとされております。こちらの一覧は、区立小学校と中学校で採択したものと同一の教科用図書となっております。

次に、文部科学省著作教科書及び一般図書についてでございます。議案の5枚目と6枚目の裏面をごらんください。文部科学省著作教科書の一覧でございます。7枚目以降が東京都教育委員会が調査いたしました一般図書の一覧となっております。

また、この議案の最後2枚については、一般図書のうち、拡大教科書の一覧となっております。

特別支援学校並びに小・中学校の特別支援学級が使用する文部科学省著作教科書及び一般図書は毎年度、種目ごとに採択することとされてございます。文部科学省著作教科書については、文部科学省から出されている教科書目録記載の知的障害者用全てを、一般図書については、東京都教育委員会から出されている特別支援教育教科書調査研究資料に記載された全ての図書と、第35号議案及び第36号議案で採択していただく教科用図書と同一の発行者の拡

大教科書の採択をお願いするものでございます。

採択に当たっては、文部科学省著作教科書及び一般図書審議委員会から、7月7日に教育委員会宛てに答申がなされてございます。

なお、各学校が使用する一般図書については、各学校に対し、事前に希望調査を行いました。東京都の調査研究資料に記載された図書以外の希望はありませんでした。したがって、調査委員会調査及び学校調査を実施する必要はございませんでした。

この審議委員会において、文部科学省著作教科書、東京都の調査研究資料に記載された一般図書及び拡大教科書について審議した結果、その全てについて使用が適当であるとの答申をいただいております。

それでは、第37号議案の提案理由でございます。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項及び第6項並びに第14条の規定に基づき、区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書を採択する必要があるためでございます。よろしくお願い申し上げます。

説明は以上です。

○教育長 説明が終わりました。

それでは、まず、第35号議案について、御意見、御質問があればお願いいたします。

毎年同じものを採択しなければいけないということです。ご質問はございますでしょうか。

○菊池委員 法律で決まっていますし、我々はかなりいい教科書を選択できたと思っています。

ぜひこのまま4年間使っていただきたいと思います。

○教育長 ほかに御意見ございませんでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 なければ、討論及び質疑を終了いたしまして、第35号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 では、第35号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第36号議案について、御意見、御質問をお願いいたします。いかがでしょうか。

教育指導課長にお尋ねします。中学校では新たに採択した教科書を実際に使って、教員から使いやすくてよかった、使いにくかったといった御意見はあるのでしょうか。

○教育指導課長 今回変わりました数学の教科書について学校の教員に話を聞ききました。前の教科書よりも記述が丁寧になって、子どもたちにとっても分かりやすく、指導する側も使

いやすいという声が上がっておりましたので、御紹介したいと思います。

○教育長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございませんでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 他に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第36号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。

では、第36号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第37号議案について、御意見、御質問をお願いいたします。いかがでしょうか。

○菊池委員 文科省の検定済教科書という中に入ると思うのですけれども、生活の発達段階Aの9ページですね。これは一般図書を採択して使うということなので、こういうことが起きるんだと思いますけれども、その他というところに評価が書いてありますけれども、書名に「赤ちゃん版」とか記されていたり、その次に「幼児版」と記されているものについては配慮を要すると書いてあります。これは一般図書を使うためこういうことになるのかなと思いましたが、具体的にはどのように配慮されるのでしょうか。

○教育長 いかがでしょうか。

○教育指導課長 この一般図書というのは、市販されているものを、そのお子さんの実態に応じて教科書として活用するというものです。多分、表題に「赤ちゃん版」と書いてあるけれども、決してそういうことではないということを、本人に示したり周りにも伝えたりするという配慮をするという意味合いだと考えております。

○羽原委員 赤ちゃんと同等のレベルというふうに捉えると問題だけれども、そうではなくて対象としての赤ちゃんもあります。それなりの年の子どもでもあるから、赤ちゃんに対する気持ちというのも当然あります。だから、余り見下しているというとり方をしないほうがいいと僕は思う。だから、それを徹底して説明して云々という意識を持つことは大事だけれども、余りくどくど言うと、かえって何か誤解を招くのではないかなと思うので自然体がいいと個人的には思います。

○教育長 では、御意見ということでよろしいでしょうか。

何か聞かれたときに、しっかりとお答えができるようにということだと思います。

ほかに何か御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 それでは、他に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第37号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 では、第37号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

◆ 報告 1 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度
の協定に基づく本人外収集及び外部提供について

○教育長 次に、事務局より報告を受けます。

報告第1について説明を受け、質疑を行います。

事務局から、説明をお願いいたします。

○教育指導課長 それでは、児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集及び外部提供の運用状況について、きょうは御報告いたします。

初めに、児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定について、簡単に御説明いたします。

本制度は、子どもたちの非行防止や犯罪被害からの防止など、子どもたちの健全育成を推進していくことを目的に、平成17年6月に警視庁と新宿区教育委員会の間で締結されたものでございます。

本連絡制度を運用するに当たって、児童・生徒の非行の内容など、非常に繊細な個人情報を取り扱うこととなりますので、その情報については適正かつ慎重に管理する必要があり、教育委員会では、この協定締結にあわせて相互連絡制度運用に関するガイドラインを定めております。本ガイドラインでは、運用状況について個人情報審議会に報告することを義務づけており、直近の運用状況を随時個人情報審議会に報告をしています。

教育委員会は、ほぼ年度ごとに報告をさせていただいており、本日は平成27年1月から平成28年5月までの運用状況をまとめて報告します。

では、資料をごらんください。

まず、警察から学校への個人情報の提供のあった本人外収集について御報告します。

該当する案件は、32件でした。本人外収集の理由の内訳は、①ア、犯罪少年の逮捕事案が

3件、②イ、触法少年の事案が2件、③ウ、触法少年の事案で社会的な反響が大きな事案が1件、オ、指導上連絡が必要と認められた事案が26件という状況でした。

本人外収集の方法につきましては、電話によるものが24件、面接によるものが8件でした。次に、4ページをお開きください。

学校から警察への個人情報を提供した外部提供について御報告します。

該当する案件は10件です。外部提供の理由の内訳は、①ア、学校内では解決が難しく、警察の対応が必要な問題行動の事案が2件、ウ、複数の学校が関係した問題行動の事案が1件、オ、校長が警察への連絡が特に必要と判断する問題行動の事案が7件でした。

外部提供の方法につきましては、電話によるものが6件、面接によるものが4件でした。

本人外収集で得た個人情報や警察への外部提供については、ガイドラインの定めに基づいて適正に管理しています。

なお、教育指導課では毎年度、年度初めに学校の管理職を対象に説明を行い、本相互連絡制度の目的と、この制度の適正な運用のあり方について、指導、助言を行っております。本年度は4月18日に実施しました。

また、生活指導主任連絡会におきましても、毎年度、この制度を運用する際に注意すべき点を確認しております。個々の事案の詳細につきましては、個人情報の保護の観点から、以上とさせていただきます。

以上で、報告を終わります。

○**教育長** ありがとうございました。

説明が終わりました。御意見、御質問ある方はお願いいたします。

○**羽原委員** この資料だけを見るのでは何の意味もないと思うだけのことですね。もう少し分類をすとか、個人情報にかかわらない説明の仕方です社会的な問題提起をしてほしい。分かっている、質問が来たら説明をしようと思っているのでしょうか。

○**教育指導課長** 資料については、もう少し詳細な分類ができればと思いますが、本年度は、例年よりもこの連絡制度の案件が大変多うございました。昨年度でいいますと、本人外収集が2件、外部提供が1件、その前の年度は両方合わせて6件という状況です。昨年度は、さまざまな集団が学校間がかかわるような問題も多くございましたので、学校と警察のやりとりが頻繁にあったという状況を御理解いただければと思います。

以上でございます。

○**教育長** ほかにございますでしょうか。

○今野委員 最初の表の③のウで、社会的な反響が大きかった事案が1件あります。概要を教えてください。

○教育指導課長 個別の具体的な内容をお話することは難しいのですが、ガイドラインの中で社会的な反響があったものにつきましては、例えば集団万引き、詐欺、偽造、放火というものになってございます。

○教育長 今回の件はそれらのいずれかに該当するということですね。

○教育指導課長 今ご説明したもののいずれかに該当するものです。

○羽原委員 例えば逮捕が3件あります。どこの学区の誰ということを知っているのではなくて、逮捕の犯罪行為が何であったかということを知っているのか、それが増えているのか減っているのかという説明でないと、報告を聞いても何の意味もないです。教育委員会としては、逮捕されました、3件ですか、ああそうですか、というわけにはいかないでしょう。

個人情報でも、例えば万引き、あるいは、殺人であったらどうするのかとか、もう少し逮捕理由の説明ぐらいはしなければいけないのではないのでしょうか。これでは、何の教訓もなく、将来的な展望も、何を考えていいのかも分からない。報告といっても、教育委員会としてどういうことなのか、どう取り組むのかとか、そういうのを何か示唆するぐらいの内容がなければ何の意味もないと思います。しかも、時期といたって、これはわざわざ新聞をひっくり返すわけではないのだから、慎重は慎重でいいけれども、もっと教育効果の意味を持つような報告をしてもらわないといけないと思います。

○教育指導課長 大変申し訳ありません。今回の御報告について具体的に申し上げます。①犯罪少年の逮捕事案ですが、3件のうち1件は窃盗に関する案件です。あと2件は暴力行為に関する案件です。全体でいいますと、本人外収集の中身で最も多かった事案は万引きの案件で、10件でございます。続いて暴力行為が7件、そして窃盗が5件という状況です。

以上でございます。

○羽原委員 そういうふうに説明してください。

○教育長 よろしいでしょうか。

ほかに何か御質問ありますでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 それでは、他に御質問がなければ、報告1の質疑を終了いたします。

◆ 報告 2 その他

○教育長 次に報告2、その他ですが、事務局から報告事項がありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○教育長 では、以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会といたします。

ありがとうございました。

午後 2時25分閉会